

# ジャパパンクラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

## 2月度理事会報告

### 「新年会」の総括と次のビッグイベント「バス旅行」の打ち合わせ

ジャパパンクラブ2月度理事会は、2月9日(土)午後4時からサンマテオ榎木マーケット2階に於いて上野正安会長以下8名の理事が出席して開かれました。

去る1月13日に催した2013年新年会の総括から議事に入りましたが今年1月4日の参加申し込み締め切り日からも開催当日迄さみだれ的に参加者が増えたのは嬉しい反面、食材を初め準備した品物不足から当日にも追加購入をする苦勞もありましたが「参加者にはまず満足してもらえた」との結論に至りました。その上で来年の新年会に向けての食材の量等品物ごとに検討し参考資料を作成しました。

次いで5月4日(土)に決まっている「ガレージセール」について北哲也理事から開催日の前日と終了時の商品の倉庫からの搬出、搬入に会員以外の外部労働力を得る為に200ドル程度の出費が見込まれるとの説明があり、これを了承しました。

3番目の議題は、5月26日(日)に予定の「日帰りバス旅行」について今後 JTB との交渉、打ち合わせに大隅敏男副会長をリーダーに古田紘一事務局長とチームを組んで当たる事を決めると共にバス代等の出費がかさむため4月30日頃を参加申し込み締め切り日とし、その結果を見て開催の最終結論を出すこととし、出来るだけ多くの会員等の参加を促すため参加費は最大限一人30ドルを限度とし、不足分はジャパパンクラブが負担する事、さらに2月、3月のニュースレターの紙面に行き先の「ジェームス・タウン」の魅力などを掲載しPRに務める事を決める。

その他、7月の定期総会、秋のピクニックについては次回3月の理事会で詳細を決める事として理事会を終えました。

理事会終了後、大槻悦子副会長から突然、ハワイ移住のため6~7月頃ベイエリアを去るとの申し出があり、理事一同びっくりしました、誠に残念ながらこれにより今期で理事(現在副会長)を退任される事になりました。

3月の理事会は3月9日(土)日本町、ジャパパンクラブ事務所於いて午後1時より開きます。



## 「日帰りバス旅行」の楽しみ その1-ジェームスタウン

日時：5月26日(日曜日) 場所：ジェームスタウンとコロンビアの街

まず最初に訪ねる鉄道の町ジェームズタウンにある「レイルタウン1897」は州立歴史公園に指定されていて、西部開拓時代のシエラ鉄道の駅舎と蒸気機関車とそのまま保存されている。当時は木材や採鉱の道具類を運んだ列車で、現在は観光列車として走っている。この蒸気機関車と駅舎は「真昼の決闘」



準備中の観光列車



西部劇でお馴染みのシエラ3号

「バック・トゥー・ザ・フューチャー3」「許されざる者」等300本以上の映画やテレビシリーズの撮影の舞台として人気が高い。

ここでは蒸気機関車の乗車体験(40分)が一番のアトラクションでお勧め。



ゲリー・クーバーの「真昼の決闘」のシーン



## つれづれに、。

大槻 悦子 2012年7月24日

私は山歩きが好きだった。日本に住んでいた若い頃は休日ともなるとあちこち良

く山歩きをしていた。40年前私は某総合病院の産婦人科に勤務する助産婦だった。勤務以外の時間でもスタンバイと言う時間が有って何時もポケットにピーパーと言うポケットベルのようなものを持たされていて分娩室でお産が始まりそうになるとそのベルで呼び出され分娩介助をしたものだった。昔の私達のような助産婦には勤務時間は有って無いようなものでお産が始まると勤務時間もオフも関係なく働きかなりの激務だったのでたまに取れる2日続きの休日ともなると何もかもから開放されたい気持ちが強かったのだと思う。

勤務地が故郷の福島だった為、県内の山はかなり歩いたような気がする。磐梯山、安達太良山、那須岳から甲子山への縦走、会津の

ひ 駒ヶ岳等々、冬山こそやらなかったが春から秋までせせとリックを背負って歩いていた。どちらかと言えば岩山よりも草つきの優しい山が好みでミヤマキンポウゲ、チングルマ、ハクサンコザクラ等など高山植物が咲き乱れる頃の会津の山々は本当に素敵で、あの頃の私は心身ともに癒されたものだった。

そんな私が30年前にベイエリアに来て現在に至りあんなに好きだった山歩きも忘れたように働き生きて来た。でも昨年の秋福島のご郷を訪れた時衝動的に山歩きがはたくなって磐梯山を歩いてきた。ここずっと長い間、週に3~4日一日1万歩のウォーキングしているのでもだまだ歩ける自信が有ったのだがやはり久々の山歩きに息も切れあごを出しての登山になった。しかし頂上からの懐かしい絶景を見た時、過ぎ去った40年間の想いが一挙に去来し暖かく心を満たしてくれたのである。そして『ああ又頑張って生きていけそう』と思えた瞬間でもあった。人生に疲れた時は原点に戻るとリフレッシュされるのかもしれない。

その美しい福島が今原発事故の汚染に苦しんでいる。

## 新企画「紙上法律相談」第3回

### 回答者

鈴木淳司弁護士 (マーシャル鈴木法律事務所社長)

### 質問 1

米国にて、Single Person, Alien Resident ではあるが、米国の市民権を持たない者が、自宅を売却して、\$450,000 ほどの純利益を得た場合 (\$450,000 over the cost) 例え自宅が Living Trust の Title を持っても、利益を海外へ送金する場合、\$250,000 控除はなくなるのでしょうか? いくら控除があるのでしょうか?

### 回答

この質問をされている方は、まず25万ドルの控除ということを言われていますが、どういった控除なのか理解する必要があります。まず、家土地の売買で、売主になる場合、元々の基準となる家土地の価格(Basisと言います)と値上がり分が、売却価格ということになります。もちろん家土地は値下がりすることもあるわけです。

ここで、税法上値上がり分の一定金額については、控除をみとめ、非課税ということにしています。結婚をしていると、夫婦で合算して50万ドルまでこの控除を認められるのですが、独身者であると25万ドルが控除額の最高となります。今回質問されている方も、控除額について25万ドルということを言われているのはこのためです。この控除を利用するためにはいくつかの要件、主に3つの要件が揃っていなければなりません。まず、(1)過去5年間のうち2年その家を持っていること、(2)過去5年間のうち2年間その家に住んでいたこと、そして(3)過去2年間のうち、他の家売って控除を受けたことがないこと、が必要になります。

この25万ドルの控除を受けるについて、Living Trust 名義になっているか、個人の名義になっているかどうかというのは原則として関係ありません。基本的に、Living Trust は撤回可能な(Revocable)形で作ります。いつでも、個人名義に戻せるということになっています。ですので、Living Trust が本当に意味を持つのはそのトラストを作成した人が死亡したときになります。まだ、作成した本人がピンピンしていて、不動産を売却しているのであれば、それはなんら本人個人の売買と変わらないのです。したがって、原則として控除がなくなるわけではありません。

また、一度控除を受けて、家売ったあと、流動資産にした場合、それをどのように使おうがすでに、税金の支払いは終わっているわけですから、日本に持って行こうが、ハワイで別の家を買おうがすでに終わっている控除には影響しません。ただ、このように税法の質問は、いろいろな「例外的措置」もありますので、必ず具体的な相談が発生した場合には、税法の専門家のアドバイスを受けてください。

### 質問 2

もし、この Alien Resident の Living Trust に米国の銀行をco-trusteeとして指名して、co-trustee である米国銀行 経由純利益を受け取るようにした場合は、\$250,000 の控除は受けられるのでしょうか? 一回、または年間の送金金額は限定されるのでしょうか?

### 回答

これは、上記2に関連する質問だとも思います。2で考えたように、トラストというのは、作成者が生きている間はいつでも撤回可能な形で作成しますので、税法上も個人名義と変わらない状況であるということはお分かりになったとおもいます。ここで、Co-trusteeという言葉が使われていますが、これはトラストを作成した人が死亡したあと、財産の管理をする人を指します。財産管理人をTrusteeといいます。そして、財産管理人を複数にしてお互いにチェックする形にして不正をなくすることもありますが、複数いる場合には、Co-trusteeと呼ぶのです。財産管理人は基本的にトラスト作成者が死亡してから、関与しますので、作成者が生きている間はあまり関係ありません。したがって、「米国銀行経由」という部分の質問の意味がよくわかりませんが、作成者本人が生きていて、ちゃんと控除を上記2にしたがって受けているのであれば、どの銀行を使っても問題はなく、送金の年間限度額というのも関係がないように思えます。

まずは、上記2にあるようにちゃんと家の売買のときに控除を申告したうえで、その税務申告が終わっているかどうか問題となります。そして問題なく終わってれば、その後の資産の処理は、作成者が生きている限りトラストの存否で影響は生じないでしょう。

**「紙上法律相談」は鈴木淳司弁護士のご協力を得て皆様のご質問にお答えしていただいております。ご質問やお聞きしたい事がありましたらどうぞしお寄せください**

来月号には今回紙面の都合で収録出来なかった、今、話題の「Ending Note」についての質問にお答えいただいたものを掲載いたします。

## 「新年会」会計報告

参加者 58名 (内招待者5名)

収入	会費	\$ 1,185.00
	寄付	380.00
	合計	\$ 1,565.00
支出	会場費、食材、 景品、その他	\$ 1,192.52
	合計	\$ 372.48

## 東京の初雪だより

村井侑子 (東京)

1月14日、東京は初雪が降り、昨夜からしんと積もって平均10センチにもなった。去年は20日に降ったと日記に書いてある。たった10センチでも雪に備えの無い大都市の弱い部分が随所に出、交通の乱れをはじめ、空港の閉鎖、神奈川県一帯の5時間にもわたる停電など一日中振り回された。また、すべて転んで怪我をした人が350人以上、死亡者が2名などとニュースがあった。

私は札幌育ちなので雪の厳しさは充分知っているのですがこの程度の積雪で何と東京のもろさよと思わずにはいられなかったが、考えてみると一年に二回か三回しか積雪のない所では備えよというほうが無理なのかもしれないと思う。今年の冬は北海道をはじめ本州の日本海側も異常なほどの雪という馴れているとはいえ雪かきなどに音(ね)を上げていると知人からの言である。

数年前、冬の間中、札幌に居たことがある。何より怖かったのは凍った雪道をまったく歩くことが出来ずに立ち往生したこと。アメリカから持参した靴の底に滑り止めのついたのを履いていたのにアイスバーンでは全く用をなさない。それでも用事で外出すれば足許に気をとられて疲れ果ててしまったものだ。北国にずっと住み慣れている人は勿論、私自身、若い頃は平気で歩けたのに、今はお手上げ、体のバランスの悪さが原因なのだろう。将来はもう札幌には住めないと思つづく思った。

もうすぐ札幌では世界に有名な「雪まつり」が始まる。長い冬の間の灰色をカラフルな色彩に変え東の間の雪の祭典を大いに楽しんでもらいたい。

東京もあと一、二度は雪が降るだろう。冬来たりなば春遠からじて、庭のこぶし(マグロリア)の蕾は空に向かって手をのばしている。季節の歩みは止まっていない。雪もまた楽しんである。